

一宮市告示第 91 号

測量標の設置に関する告示

別紙のとおり、永久標識を国土地理院の長の審査を受け設置したので、測量法（昭和 24 年 法律 188 号）第 39 条において準用する第 21 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 2 日

一宮市長 中野 正康

